

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.039

処 分 名	工事中の防火地域内の違反看板等に対する緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用されます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略